

弔慰金等に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、本会という）定款第5条に規定する会員の弔慰金について定める。

(世話人)

第2条 この細則の運営に関しては、本会の会長および会計担当理事ならびに各支部長で構成する世話人会がこれにあたる。

(弔慰金等)

第3条 会員が次の各号のひとつに該当した場合、その遺族は弔慰金等を受けることができる。

- (1) 死亡したとき（香典 20,000円）
- (2) その他、世話人会が必要と認めたとき

(申請)

第4条 前条第1項の弔慰金等を受ける場合は、やむを得ない場合を除き遺族からの請求によらなければならない。

2. 申請は、会員名、当該事由、発生日時、申請日時等を明記した文章に、それを証明するに足りる書類を添付して行う。
3. ただし、急を要する場合は近隣会員、または地方会理事による報告をもって 世話人会承認のもと速やかに執行できる。

(欠格事項)

第5条 当該会員が、第3条第1項の事由が発生した時点および請求しようとする時点で当該年度または前年度の会費が納入されていないときには、弔慰金等の請求申請はできない。

2. ただし、前項の規定に該当する場合でも、世話人会がやむを得ない事由によるものと認めたときは弔慰金等を請求することができる。

(時効)

第6条 第3条第1項に規定する事由が発生した時点より6ヶ月以上を経過したものについてはこの細則を適用しない。

(返礼の不要)

第7条 この規程によった弔慰金等に対する返礼は、理由によっても必要としない。

(改廃)

第8条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成 19 年 4 月 22 日制定
平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行
平成 24 年 11 月 11 日改正同日施行